

「ユニット型指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

特別養護老人ホーム 草の家ひだまり

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県知事指定 第1474300702号)

当施設はご契約者（利用者）に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明致します。

当施設への入居は原則として要介護認定の結果「要介護3～要介護5」と認定された方、「要介護1・要介護2」と認定されてなおかつ特例入居に該当する方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービス料金.....	3
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	5
7. 身体拘束等行動制限について	7
8. 身元保証人	9
9. 苦情の受付について	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 足柄福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県南足柄市班目460番地 |
| (3) 電話番号 | 0465-73-2552 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 遠藤 公一 |
| (5) 設立年月日 | 昭和53年 2月21日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設 令和 5年3月1日指定
(神奈川県知事 第1474300702号) |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 草の家ひだまり |
| (4) 施設の所在地 | 神奈川県南足柄市班目301番地1 |
| (5) 電話番号 | 0465-73-2622 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 玉野 智子 |
| (7) 当施設の運営方針 | 利用者の処遇については、利用者の自己決定を尊重しながら、最大限の自立を図れるよう介護計画を作成し、日常生活の援助を行います。 |
| (8) 開設年月日 | 令和 5年 3月 1日 |
| (9) 入居定員 | 40人 |

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として個室です。従来型特養等の他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	居 室	備 考
ユニット数	4ユニット	1ユニット=10名定員
個室(1人部屋)	40室	
合 計	40室	
食堂・機能訓練室	4室	
浴 室	4室	特殊浴槽・一般浴
医務室	1室	

- ※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたり利用者に特別ご負担いただく費用はありません。
- ※ 居室の変更：利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族のご希望も参考にし、その結果を報告します。
- ※ 利用者の方の排泄の自立及び転倒防止等安全のため、状況に応じて居室内にポータブルトイレを準備致します。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供するため、以下の職員を配置しています。

< 主な職員の配置状況 >

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 (名)	非常勤 (名)	計 (名)
施 設 長	1		1
事 務 員	1		1
介 護 職 員	12	4	16
生活相談員	1		1
看 護 職 員	3		3
介護支援専門員	1		1
医 師 (嘱託)		(1)	(1)
管理栄養士	1		1
機能訓練指導員 (他職種兼務)	1(1)		1(1)
計	21(1)	4(1)	25(2)

5. 当施設が提供するサービスの料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

< サービスの概要 >

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に合わせた浴槽を利用する事ができます。
- ・同性介助に配慮しています。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・施設の生活介護の中で利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または其の減退を防止するための訓練を行います。

④健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・アクティビティ・クラブ活動にて楽しみのある生活の支援します。
- ・状態に合わせて着替えの支援を行い、リズム感のある1日を過ごせるよう支援します。
- ・整髪、整容口腔ケア等身だしなみについて快適な日々を過ごせるよう支援します。
- ・郵便物は玄関ポストにて投函できます。

(2) サービス利用料金

介護保険の対象となるサービスの利用者負担額は、介護保険負担割合証の負担割合により決まります。利用料金の7割から9割が保険から給付されます。

※別紙料金表の通りです。

(3) 施設立替払いについて

医療機関の診療費やお小遣い、日常生活において必要な物品の購入費用については、施設で立て替えることができます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、口座引き落としにてお支払い頂きます。

- ① 入居時の契約時、預金口座振り替え依頼書・自動振込み利用申し込み書作成手続きをして頂き、ご利用者の指定口座より下記の口座へ自動引き落とし
- ② 入金の確認後領収書送付

指定口座

さがみ信用金庫 南足柄支店 普通預金 No. 0661439

特別養護老人ホーム 草の家ひだまり 施設長 玉野 智子

(5) 入居中の医療について

医療を必要とする場合は配置医による往診、もしくはその他の医療機関へ家族付き添いで、診療や入院治療が受けられます。病院受診時の送迎について、家族の方の都合がつかない場合はご相談下さい。

送迎費は協力医療機関、配置医が所属する医療機関への送迎費は不要ですが、他医療機関は原則実費がかかります。

配置医、協力医療機関につきましては次の通りです。但し、優先的な診療や入院治療を保証したり、義務付けるものではありません。

①配置医（嘱託）

担当医師	三治 哲哉
医療機関の名称	大内病院
所在地	神奈川県南足柄市中沼 594-1

②協力医療機関

医療機関の名称	大内病院（総合）
所在地	神奈川県南足柄市中沼 594-1
診療科	内科・外科・整形外科・循環器科

医療機関の名称	小田原歯科診療所（歯科）
所在地	神奈川県小田原市浜町 1-1-49-1F
診療科	歯科

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状態が要介護1又は要介護2と判断され、なおかつ特例入居に該当しない場合
- ③ 要介護1又は要介護2であって、特例入居の要件に該当しなくなった場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 利用者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑧ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑨ 入院された場合（詳細はP6の入院された場合の対応をご参照下さい）

(1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設へ7日間前に退居を申し出ることができます。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情がみとめられる場合
- ⑦ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居をしていただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
ただし、この場合については、治療を終え、退院が可能となった際、在宅生活が困難と認められるなどの状況に応じて再入居を優先することができます。

(3) 円滑な退居の為の援助

利用者が当施設を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- ④ 退居後の相談等の対応

7. 身体拘束等行動制限について

(1) 目的

特別養護老人ホーム 草の家ひだまりは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条4項及び5項「入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目指します。

(2) 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体的拘束及び対応的拘束を言います。

- ①身体的拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。
 - 安全ベルト・紐等を使用し、車イスに固定すること
 - 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
 - ベッド柵を4本使用し、ベッドから降りられないようにすること
 - 介護服を使用し、着脱の自由を制限すること
 - ミトン型手袋等はずせないように、手首を固定すること
 - 日常生活を営むのに必要な居室等の入口をふさぎ、自由に出入りが出来ないようにすること
 - 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること
- ②対応的拘束とは、利用者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。

- 利用者に威圧的な言動、対応をすること
- 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと

(3) 日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、

- 利用者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る
- 点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ
- オムツを外しての不潔行為を防ぐ
- 他の利用者への暴力行為を防ぐ

等が言われてきました。しかし、「拘束」され、制限された生活の中で利用者の活動性は確実に低下し、廃用性症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「転倒もできない、作られた寝たきり状態」を作り出していきます。利用者が人間らしく活動的に生活するために、

- ・利用者の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- ・利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。
- ・利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

(4) 利用者及び家族等への説明

- ① 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落防止」「ケガの予防」であっても「拘束しない介護」を目指します。
- ② 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

(5) 緊急やむを得ず「身体的拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体的拘束」を行う場合があります。

- ① 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合があります。
- ② 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

(6) 「身体的拘束」を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- ③ 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- ④ 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。
- ⑤ 事前もしくは事後すみやかに緊急カンファレンスを開催し、「身体的拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成します。
- ⑥ 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成します。

(7) 「身体的拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

- ①原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- ②利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- ③「身体的拘束」を行っている期間中は、別紙記録用紙にて状況の記録を作成します。
- ④「身体的拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

(8) 記録等

「身体的拘束」を行う際は記録を作成することとし、サービス提供終了後5年間保管します。

- ①「身体を拘束し行動制限」を行っているとき、及び「身体的拘束」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のケガや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作成します。
- ②利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求められます。

(9) 「拘束ゼロ委員会・虐待防止委員会」の設置

事業所内に、「拘束ゼロ委員会」「虐待防止委員会」を設置します。

- ① 原則として、各委員会を隔月に開催します。
- ②ホーム内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
- ③その間に発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法等について検討し、適正に行われているか確認します。
- ④事例を基に、代替策の検討を行い、利用者のサービスの向上に努めます。
- ⑤利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行っていきます。

※この要領に基づいて、「拘束しない介護」の取り組みに同意をお願いします。

8. 身元保証人

施設利用者は、神奈川県内又はその周辺（近県を含む）に居住する身元保証人を定めていただくか成年後見制度・任意後見制度をご利用できます。

※ 身元保証人等に依頼する事

- ① 利用者の自立支援のため施設と共にあゆみ、利用者にとって快適な環境作りに努める
- ② 施設利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の入院申し込み手続き及び入院の準備
- ③ 施設利用者が退居の時、引き取り又は転居先の確保
- ④ 施設利用者が死亡された時、ご遺体の引き取り、遺留金品等の処理に関する手続き
- ⑤ 前号の他、施設利用者の身上に関する必要事項

9. 緊急時における対応方法

施設サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他事故等の緊急事態が生じたときには、速やかに配置医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者（施設長）に報告し、身元保証人に連絡・報告します。

10. 苦情・相談の受付について

(1) 当施設における苦情や相談の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員 棗 美保

○苦情解決責任者 施設長 玉野 智子

連絡先：特別養護老人ホーム 草の家ひだまり 0465-73-2622

○苦情解決第三者委員 石塚 清一 0465-74-3603

宮澤 正雄 0465-74-4481

第三者委員には、皆様から直接連絡していただくことができます。

○受 付 時 間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

居住地市区町村介護保険担当課	※該当する市町村窓口へお願いします	
○南足柄市高齢介護課 南足柄市関本440	電話番号	0465-73-8057
	F A X	0465-74-0545
○小田原市高齢介護課 小田原市荻窪300	電話番号	0465-33-1827
	F A X	0465-33-1838
○大井町福祉課 大井町金子1995	電話番号	0465-83-8011
	F A X	0465-83-8016
○開成町福祉介護課 開成町延沢773	電話番号	0465-84-0316
	F A X	0465-82-5234
○松田町福祉課 松田町松田惣領2037	電話番号	0465-83-1226
	F A X	0465-44-4685
○中井町健康課 中井町比奈窪56	電話番号	0465-81-5546
	F A X	0465-81-5657
○山北町保険健康課 山北町山北1301-4	電話番号	0465-75-3642
	F A X	0465-79-2171
○その他の市町村		
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	苦情専用	0570-022110
神奈川県社会福祉協議会 (かながわ福祉サービス運営 適正化委員会)	所在地	横浜市神奈川区反町3丁目17-2
	電話番号	045-311-8861
	F A X	045-312-6302

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき施設利用者及び身元保証人に重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説 明 者 特別養護老人ホーム 草の家ひだまり

生活相談員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

身元保証人 住 所
氏 名 印

代理人を選任した場合

住 所
氏 名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。